

第五次昭島市基本構想素案に係るパブリックコメントの結果について

No.	該当頁	該当項目	意見の要旨	審議会の考え方
1 基本構想の策定にあたって				
1	1	(2)	「策定の背景」の中に「昭島市の現状と課題」を市民と行政との共通認識として盛り込む必要があるのではないか。	基本構想素案(以下「本素案」という。)の「策定の背景」は、社会、経済の現状と課題について、幅広く一般的な記述をしたものです。昭島市総合基本計画審議会(以下「本審議会」という。)では、今後、本素案に基づき、より具体的な「基本計画」の検討に取り組みますが、昭島市の現状等については、この「基本計画」において盛り込む予定です。
2	1	(2)	「将来都市像」のテーマを変えた「背景・理由」を説明する必要があるのではないか。	テーマを変えたということではなく、これからの10年間のまちづくりの目標を新たに設定したもので、設定についての趣旨は将来都市像の項目に記載のとおりです。なお、現在までの基本構想においては、すべて、新たな「将来都市像」を設定しています。
3	1	(2)①	「市民との協働は、…欠かすことのできない仕組みの一つ」とあるが、『協働の指針』もきちんと示さないまま、市民の力を安上がりに使うのでは問題と考える。	「市民との協働」が市民の力を安上がりに使うものという理解はしておりません。市民との協働は、市民と行政がそれぞれの役割と責任を自覚し、理解しながら、共通の目標を実現するため協力していくことであり、まちづくりにおいては欠くことのできないものであるとの理解に立ち、記述しています。
4	1	(2)①	「人々のライフスタイルは多様化し、心の豊かさを重視し…」とあるが、日々の生活で手一杯というのが実感で、「背景」についてはもっと現況に合わせた分析が必要ではないか。	この部分は、ライフスタイルの多様化についての記載で、経済的な生活実感についての記載ではないことをご理解ください。ライフスタイルの多様化や心の豊かさを重視する傾向は、国民生活世論調査などでも明らかであると認識しています。
5	1	(2)①	「社会の成熟化」という言葉も何を示すのか、あいまいでよくわからない。具体的な表現が必要と思う。	物質的な成長から生活の質の成長へと転換をはかり、より高次の段階に向かっていく社会を示しています。「社会の成熟化」という言葉はある程度の市民権は得ていると理解していますので、原文のままとさせていただきたいと考えます。
6	3	(2)④	「我が国の犯罪数は減少傾向にありますが、依然として高い水準にあります。」とあるが、高い水準という表現は適切ではないのでは。	ご意見の趣旨を踏まえ、当該部分を次のとおり修正します。 「また、我が国の犯罪数は減少傾向にありますが、戦後の時期にあつては依然として高い状況にあります。」
7	4	(2)⑦	「行政から市民への分権」とは、具体的には何のことか。	国や都道府県から市町村に権限を移譲する地方分権とは異なり、市民参画の機会や範囲を拡大し、市民主体によるまちづくりを進めていくことを、地方分権に絡めて「行政から市民への分権」といっています。
8	4	(2)⑦	これからの「まちづくり」は、市民も今までのように「行政におまかせ」ではなく、自分自身で行動することが必要というのは「構想案」のとおりである。そのためには「市民によるチェック体制」も必要ではないか。「情報公開」や「説明責任の徹底」などでは不足だと思う。	市民が適切にチェック機能を果たすことが、より良い行政につながるの認識は当然有しています。地方自治の仕組みのなかでは、様々な形で、「市民によるチェック」機能が設定されており、これらを適切に運営していくとともに、市民参画を進めていくことがご意見の趣旨に沿うものであると考えます。また、その方向性は本素案でも汲み取れるものと考えております。
9	4	(2)⑦	「市民参画の拡充」の言葉の中に「市民の意見を市政に反映させていく」という意味が含まれているのかもしれないが、「構想」であっても、もう少し明確に表現していただきたいと思う。	「市民参画の拡充」とは、「市民の意見を市政に反映させていく」という側面だけでなく、市民がまちづくりに主体的に関わっていくという、より高次の段階を目指すものです。「市民の意見を市政に反映させていく」ことが大切なことは当然ですが、その認識に立って、より高次の段階を積極的に目指していく趣旨であり、本構想においてそのことは十分汲み取っていただけるものと理解しております。

第五次昭島市基本構想素案に係るパブリックコメントの結果について

No.	該当頁	該当項目	意見の要旨	審議会の考え方
10	5	(3)	<p>自治体の自らの責任と判断が強く求められる行政運営の中では、前提条件に「財政規模」を加えることが必要と考える。基本計画では「財政計画」も記述するとは思いますが、構想のなかにどの程度の財政規模を想定したのか加える必要があるのではないか。</p> <p>絶対に必要な点として、財政計画を盛り込んで欲しい。</p>	<p>財政の現状や一般的な見通しについては、担当課から説明を受けるなど、本審議会においても関心を持ちながら、全体の審議に当たりました。総合基本計画は「基本構想」「基本計画」そして「実施計画」の三層構造となっており、昭島市では、「基本計画」で財政状況に触れつつ、具体的な財政規模は「実施計画」で明らかにしています。また、今後10年間の財政規模や財政計画を想定するのは、余りにも不確定要素が多く現実的なものとなりえず、弊害もあるとの認識から、本構想では具体的に盛り込むことはしなかったものです。</p>
2 まちづくりの理念				
11	6,8	—	<p>「品格のある」と表現されているが、「まちの品格」とはどういうものなのか。表現として適切なものか。</p>	<p>「まちの品格」とは、市民がこうありたいと望む、まちとしての気高さや存在感、といった意味で使用しており、表現としても適切なものと理解しています。</p>
3 まちづくりの視点				
12	7	—	<p>全体的に美辞麗句が多く、そこに意志や決意が文章として感じられないので、その点の配慮が必要である。一例として次のように修正してはどうか。</p> <p>(3)市民主体による協働のまちづくり</p> <p>国の縛りを解いて、地域のことは住民が責任をもって決められるようにする。この分権改革の流れに視点において、市民の自立を促すことで自分たちのまちは自分たちでつくることの喜びと自立性を実感し、そこに自治意識の確立を図る。</p>	<p>ご意見の修正案では、市民を主体とした協働のまちづくりを大切にするという趣旨から離れ、地方分権の流れのなかで、市民への分権を推進するとの意味合いが濃いものとなっています。ご意見の趣旨も大切であると認識していますが、この項目で触れておくべきことは、原文の趣旨であることから、原文のままとさせていただきますと考えます。</p>
4 将来都市像				
13	9	—	<p>将来都市像のキャッチコピーは10年間耐えられるコピーになりうるのか。</p>	<p>今後の10年間の長期計画におけるキャッチコピーとして検討したものですので、当然なりうるものと認識しています。</p>
14	9	—	<p>将来都市像のキャッチコピーを変えるということは「まちづくりの目標」を何らかの理由で変えたということなのか。変更した意味がどこにあるのか、施策大綱を読んでも分からない。</p>	<p>将来都市像のキャッチコピーを変えたということではなく、これからの10年間のまちづくりの目標を新たな将来都市像として設定したもので、その趣旨は将来都市像の項目に記載のとおりです。なお、現在までの基本構想においては、すべて、新たな「将来都市像」を設定しています。</p>
15	9	—	<p>将来都市像のキャッチコピーのアンケートを募るなどして、市全体の機運を盛り上げたらどうか。</p>	<p>ご意見の趣旨も一つの手法であると理解していますが、市民ワークショップにおける将来都市像の検討結果を参考としたこと、また、パブリックコメントの実施により幅広く意見を聴くこととなることなどから、本審議会においては採用に至りませんでした。</p>
16	9	—	<p>「元気都市」に違和感がある。同時に、サブコピーの「緑も元気」の「緑」という言葉は唐突な感じがした。例えば「元気都市」は「元気なまち」または「活力あるまち」はどうか。サブは「人も、まちも、緑と水も元気」のほうがゴロがよいのではないか。</p>	<p>キャッチコピーですから、様々な意見があるところであり、どれが正解であるのかを決めるものでもないかと認識しています。一定の審議を経て決定したものですので、本審議会では原文のままとさせていただきますと考えます。</p>

第五次昭島市基本構想素案に係るパブリックコメントの結果について

No.	該当頁	該当項目	意見の要旨	審議会の考え方
5 施策の大綱				
17	10	(1)①	(1)心ゆきかう あきしま の前文と①人と人をつなぐ の説明は、「ユニバーサル社会」、「多文化共生」という言葉の説明が重複しているため、前文を簡潔にすると纏まりが良くなると思う。また、「ユニバーサル社会」、「多文化共生」、「多選択社会」の言葉の説明が、P2、P3、P7にも記述されており、整理したほうが良いのではないか。	ご意見の趣旨も十分認識していますが、このような言葉に触れる機会が少ない人にも分かりやすい記述とするため、くどいようですが、同内容の説明を繰り返したものです。本審議会では原文のままとさせていただきたいと考えます。
18	12	(2)①	「適切な医療サービス」、「質の高い地域医療」、「ライフステージに合わせた保健サービス」とは、どの範囲のことなのか、受け取り方により書き手と受け手とのギャップが大きくなる可能性がある。	基本構想は、目指すべき方向性について明らかにするものです。これらの言葉により方向性については一定程度共通の認識を持つことができると考えます。また、具体的な範囲や水準については、基本構想に基づく基本計画や個別計画で明らかにするものと考えますので、原文のままとさせていただきたいと考えます。
19	12	(2)①	国民健康保険や介護保険などは社会保険としてまとめて表現したらどうか。どちらも内容的には大きく変わらないし、昭島市独自で解決が難しい問題は個別に取り上げなくてもと思う。	社会保険としてまとめると、医療、介護、年金だけでなく労災や雇用保険も含まれます。また、それぞれ個別の記述が必要な部分もありますので、原文のままとさせていただきたいと考えます。
20	13	(2)②	「自らが希望する出産」とは何のことなのか。	社会的要因などから、負担感を感じ、出産をあきらめることがないような状態を表現しています。
21	14	(3)	「いつでも、どこでも学習できる環境」とは何か。	学習する機会が幅広く提供され、本人の希望や意欲、能力に応じて、自らが選択できるような環境を表現しています。
22	14	(3)①	「学校は…生活する場でもあります」という解釈は適切な言葉か。	学校が学習する場であると同時に、日常の大半を過ごす生活の場であるとの考えは、一般的なものであり、特段不適切なものであるとの認識はありません。
23	14	(3)③	スポーツは、基本構想素案の中にあるスポーツ教室や指導者育成等のソフトと、施設等のハードとの両方が相まって成りたつものであるから、基本構想に「スポーツ施設の建設を含めた整備を進めること」を取り入れてほしい。	基本構想は、施策の方向性を示すものですから、本素案でも、ハード部分については一般的な記述にとどめており、ご意見のような具体的な記述はなじまないものと考えます。なお、ご意見の趣旨は、基本計画の検討に際し参考とさせていただきます。
24	16	(4)①	「横田基地」という個別問題は重要な問題であることは承知しているが、基本構想全体が抽象的な文脈の中で違和感がある。「まちづくりの視点」または「策定の背景」の中で記述したらどうか。	横田基地の航空機騒音を生活環境の問題として位置づけ、この項目に盛り込んだものです。基本構想としてはある程度具体的な記載となっているので、ご意見の趣旨も理解するところですが、昭島市にとって個別の課題についての記載であり、また、記述する場所についても、本素案の組み立てからこの場所が適切であると認識しています。したがって、原文のままとさせていただきたいと考えます。
25	16	(4)①	「日常生活によって生じる騒音や水質、大気などへの負荷」なのか。「日常生活によって生じる騒音や、水質・大気などへの負荷」なのか。	ご意見の趣旨を踏まえ、「騒音や水質、大気」を「騒音や、水質・大気」に修正します。
26	16	(4)③	企業の環境への取り組みはかなり進んでおり、マスコミにも取り上げられるほどの開発・取り組みを行っているところもある。支援ではなく連携していくことが必要ではないか。	ご意見の趣旨と同様の考えは、本素案においても当該項目の1～2行目において「かけがえのない地球の環境を守り、持続的な発展を可能とするためには、市民や団体、企業と連携し、協力しながら、総合的な環境対策を進めることが必要です。」と記述しています。また、連携を前提とし、支援していくことも重要なことであると認識しており、原文のままとさせていただきたいと考えます。

第五次昭島市基本構想素案に係るパブリックコメントの結果について

No.	該当頁	該当項目	意見の要旨	審議会の考え方
27	17	(5)②	「立川基地跡地の昭島地区の整備についても進展をはかります」だけでなく、まちづくりの重要なテーマだけに「法務総合センター」建設に対して、「あきしまらしさ」を、国とどのように調整するのか触れていただきたい。	ご意見の趣旨を踏まえ、当該部分を次のとおり修正します。 「良好な市街地の形成を目指し、引き続き駅前整備を推進するとともに、中神土地区画整理事業の進展をはかります。また、立川基地跡地の昭島地区については、東京都が策定した多摩の拠点整備基本計画における「核都市」にふさわしい広域的な機能の導入をはかるとともに、環境や景観に配慮した市街地整備を進めます。」
28	18	(6)	勤労者と消費者に区分するのではなく、労働も消費も同じ人がする行為として捉え、「勤労者の施策と消費者への施策」ではなく、「働くための状況整備と消費生活の安全・安定の施策」とする方が良いのではないかと。	当然、勤労者と消費者は別々のものではありません、人を区分しているのではなく、施策の内容でこのようなくくり方をしたものです。施策の方向性は、ご意見の趣旨と合致しておりますので、原文のままとさせていただきます。
29	18	(6)①	「体験型観光を中心とした展開をはかり」と新しく観光について触れているが「体験型観光」とは何を指すのか。同時に、そのことが「あきしまらしさ」のあふれる観光としてコンセンサスが得られたものなのか。	「体験型観光」とは、いわゆる名所や旧跡を見て歩く従来型の「みる観光」ではなく、訪れた人がスポーツや工芸品作りなどに参加し、自ら体験していく現代的な「する観光」を表現しています。また、「体験型観光」を観光振興策の中心として位置づけ、観光全体として「昭島らしさの」のあふれるものとしていくことが大切であるとの考えです。
30	18	(6)②	「地域産業を支える人々」とは、誰を対象にしているのか。	昭島市の産業に関わる人すべてを意識しています。
31	18	(6)②	「勤労者の福利厚生や労働環境の向上に努め、働きやすい職場づくりを進める」とあるが、企業の「福利厚生、職場環境」や「ワーク・ライフ・バランスのとれた環境づくりを促進」に行政が介入するのか。	言葉の問題とも考えますが、「行政が介入する」という認識はありません。ご意見の趣旨を踏まえ、当該部分を次のように修正します。 「地域産業を支える人々が、いきいきと安心して働き続けられるように、勤労者の福利厚生や労働環境の向上などの支援に努め、働きやすい職場づくりやワーク・ライフ・バランスのとれた環境づくりを進めます。」
32	18	(6)③	「健全な消費生活を営むことができるよう、支援に努めます」とあるが、「支援」とは具体的にどのようなことなのか。	具体的には、学習の機会や情報の提供、相談業務の実施などを意識しています。
6 基本構想の推進に向けて				
33	19	(3)	「6 基本構想の推進に向けて」において、職員の意識改革が加えられた点は大きいと評価する。	本素案の当該部分を支持するご意見として承ります。
7 基本構想全般について				
34	—	—	「昭島」という市名を削除すると、どこの都市にも通用する素案となっているのが残念に思う。基本構想のため抽象的にならざるを得ないのか。	基本構想という性格から、抽象的、一般的な記載になる傾向はありますし、将来に向けた施策の方向性が、ある程度似たものとなるのはやむを得ない部分もあると考えます。なお、本素案では「あきしまらしさ」を育むまちづくりを大切にしていって視点も位置づけています。
35	—	—	「あきしまらしい」まちづくりではなく「あきしまらしさ」のあるまちづくりを進めると表現されているが、どのような「まちづくり」を目指すのか。市としても「あきしまのあるべき姿」が明確に見えていないし、説明できないように感じる。「あきしまらしさ」とは何なのか。せめて「〇〇〇等あきしまらしい」とか一歩踏み込んだ表現を期待する。	本審議会においても「あきしまらしさ」については時間を割いて議論したところです。現時点においては、「あきしまらしさ」について市民が共通の認識を持つことはなかなか難しい状況であることは、理解しています。それだからこそ、これから「あきしまらしさ」を見出し、また創造していく必要があるとの認識から記述したものです。したがって、現時点における具体的な例示は困難です。また、「あきしまのあるべき姿」とは、本素案の実現にあると理解しています。

第五次昭島市基本構想素案に係るパブリックコメントの結果について

No.	該当頁	該当項目	意見の要旨	審議会の考え方
36	—	—	分権社会が進むなかで、市民、議会、行政の三者がまちづくりに関する基本的な考え方を共有することが重要となってきたので、「自治基本条例」と「議会基本条例」の制定を第五次基本構想の中に書き込んで欲しい。	ご意見の前段部分については同様の考え方に立っていますが、基本構想の性格から個別具体的な条例の制定について記述することは考えていません。
37	—	—	全体的に美辞麗句が多いので、そこに意志や決意が文章として感じられないのでその点の配慮が必要ではないか。	記述にある程度修飾語が含まれるのは、基本構想の性格として、やむを得ない部分もあると考えます。なお、ご意見の趣旨は今後の基本計画の検討において参考とさせていただきます。
8 文書表現について				
38	—	—	「障害者」を「障がい者」と表記したらと考える。昭島市は、今後10年間の計画の中で「障害者」と表記するのか、これを機に検討の余地があるとする。(条例や固有名詞は除く。)	この表記については様々な意見があることは承知しておりますが、昭島市では、障害者団体などから意見を聴き、検討した結果「障害者」の表記を採用することとしています。このため、本素案においても「障害者」の表記としました。なお、本素案による表記が今後の昭島市の表記を固定するものではありません。
39	—	—	「協働」、「連携」、「協力」の表現が、自治体特有の流行語として頻繁に使われている。「連携」、「協働」、「協力」を使い分ける意図はどこにあるのか。同時に「連携し、協力して」、「連携し、協働して」は同じ意味の繰り返しなのではないか。	「協力」は、力を合わせてことにあたること、「連携」は互いに連絡を取り力を合わせてことにあたることですから、同様の意味を持つことはご意見のとおりです。ただし、「連携」には、互いに連絡を取り、つながっていくという意味合いが含まれていますし、そのニュアンスがどちらかという強いとの認識ももっています。また、「協働」は、市民と行政など立場の異なるものが、それぞれの役割と責任を自覚し、理解しながら、共通の目標を実現するため協力していくことであり、まちづくりにおいて欠くことのできない仕組みの一つであると認識しています。本素案では、これらの考えに基づいて「協働」、「連携」、「協力」の言葉を使用しています。また、同じ内容を持つ言葉の繰り返しではないかのご意見ですが、本素案におけるこれらの用語の使用法に加え、繰り返しによる強調という意味も含め使用しています。
40	—	—	施策の大綱のキャッチコピーの使い方に推敲の余地があるのではないかと。6本の柱ごとに使用するフレーズを統一するか、6本の柱の部分とその下の項目で統一していけば、綺麗なフレーズとして生きると思う。例えば、6本の柱、(5)「基盤を築く」は、①「ともに築く」、②「安心とやすらぎを築く」と統一されたフレーズで、文飾として品位のあるフレーズとなっているが、「ともに」や「つなぐ」などの使われ方は目障り、耳障りなフレーズに感じる。また、フレーズと文章との内容に少し無理があると思われる箇所もあるのではないかと。思う。	「ともに」「つなぐ」は将来都市像でも使用するフレーズで、本素案のキーワードの一つでもあります。また、キャッチコピーでその項目の施策すべてを無理なくいい表すのはかなり難しく、その項目の中心的施策をもとにキャッチコピーを考えています。キャッチコピーですから、様々な意見があるところであり、どれが正解であるのかを決めるものでもないかと認識しています。一定の審議を経て決定したものですので、本審議会では原文のままとさせていただきます。
41	13	(2)②	「自らが希望する出産や子育てが実現できるように、ワーク・ライフ・バランスの実現をはかり、子育てと仕事の両立を支援するとともに…提供に努めます」は、『実現』という言葉の繰り返しと言ひ回しにも工夫ができるのでは。また、「ワーク・ライフ・バランス」を「仕事と生活の調和」と置き換えれば「仕事と生活の調和の実現をはかり、子育てと仕事の両立を支援する」となり、同じ意味の繰り返しのように感じる。	ご意見の趣旨を踏まえ、当該部分を次のとおり修正します。 「負担感を感じることなく、自らが希望する出産や子育てがかなえられるように、ワーク・ライフ・バランスの実現により、子育てと仕事の両立をはかるとともに、ニーズに合った多様なサービスの提供に努めます。」
42	13	(2)②	「子育て」の言葉が繰り返し表現されているので表現を工夫したらどうか。	ご意見の趣旨を踏まえ、13ページ4行目～5行目の「地域全体で子育てを支援し」を「地域全体で支援し」に修正します

第五次昭島市基本構想素案に係るパブリックコメントの結果について

No.	該当頁	該当項目	意見の要旨	審議会の考え方
43	13	(2)②	7行目以降、小分けに表現されているので、接続詞の活用など言い回しを工夫したらどうか。	ご意見の趣旨を踏まえ、当該部分を次のとおり修正します。 「地域福祉やユニバーサル社会の理念に基づき、高齢者や障害者が自らの意思と選択により、また、地域の理解と支援のもとで、住み慣れた地域でいきいきと活動し、健康で自立した生活をおくるのが大切です。そのため、身近な相談体制や安心して社会参加ができる仕組みを整備するとともに、生きがいづくりや就労の支援にも努めます。」
44	15	(3)③	最終行が小分けに表現されているので、接続詞の活用など言い回しを工夫したらどうか。	ご意見の趣旨を踏まえ、当該部分を次のとおり修正します。 「市民一人ひとりのニーズに応え、市民が自らの意思で選択し、自由に学ぶことができる環境の整備が必要です。そのため、学習活動に関わる団体や関係機関との連携を進め、情報の提供や身近な学習の場の確保に努めるとともに、図書館や公民館などでの学習の機会やその内容の充実をはかります。また、市民の学習の成果を地域で生かせるような仕組みの構築にも努めます。」
45	19	(1)	「協働」の言葉が繰り返し表現されているので表現を工夫したらどうか。	ご意見の趣旨を踏まえ、「市民と連携して、協働のまちづくりを推進するためには」を「そのためには」に修正します。
46	—	—	「施策の大綱」の説明で、接続詞を活用すると読みやすくなる箇所があると感じた。「また」「そして」「なお」とか「〇〇については」の接続詞を使用すると、繋がりのある、纏まった文章になるのではと思う。例えば、 ・P12 (2)②の5行目→「子どもたちが・・・」 ・P13 7行目→「地域福祉やユニバーサル・・・」 ・P14 (3)5行目→「人生80年・・・」 ・P14 (3)①の7行目→「学校は子ども・・・」 ・P14 (3)②の4行目→「青少年の自立に向け・・・」 ・P16、17等々	ご意見で例示された箇所は、段落の先頭部分です。前の段落とのつながりを意識的に示す必要がない限り、この部分には接続詞がない方がすっきりすると考えます。したがって、原文のままとさせていただきます。
9 その他				
47	—	—	新しい基本構想を策定しても、これを確実に進める努力がないと何もならない。	直接本素案に関するご意見ではありませんので、今後の施策の参考とさせていただきます。
48	—	—	基本構想、基本計画、実施計画については、市長がその進展状況を確認する態勢づくり、予算は実施計画に基づき編成する。そして、部長の指揮監督のもと、職員はこれらの計画が着実に実行できるよう努力していくべきである。また、計画の議会への提示や市民への開示を実施し、公務をオープンにすべきである。	直接本素案に関するご意見ではありませんので、今後の施策の参考とさせていただきます。
49	—	—	市報については、読んで考える市報ではなく、単なるお知らせの市報となっている。また、公民館や図書館に関するものは、教育委員会報として別にすべきである。	直接本素案に関するご意見ではありませんので、今後の施策の参考とさせていただきます。
50	—	—	各種委員会でまとめた報告書などが、市の公共施設に適切におかれていない。市が持つ情報を市民が身近に得られる工夫が必要	直接本素案に関するご意見ではありませんので、今後の施策の参考とさせていただきます。
51	—	—	職員は市の代表として、国や都などの上部機関と十分調整し、言うべきことは言い、守るべきことは守る姿勢が必要	直接本素案に関するご意見ではありませんので、今後の施策の参考とさせていただきます。

第五次昭島市基本構想素案に係るパブリックコメントの結果について

No.	該当頁	該当項目	意見の要旨	審議会の考え方
52	—	—	<p>昭島市職員の組織・体制・業務の取り扱いについては、以下のとおりすべきである。</p> <p>ア 市長の市政方針の徹底。市長の指示を部長以下全員が共有するようにする。</p> <p>イ 市長への手紙は、提出者に具体的に回答するようにする。</p> <p>ウ 各種の協議会は、設置の是非について十分検討する。設置後は適宜職員に経過を報告し、全職員の意識を高め、得た結論などは行政に反映させる。</p> <p>エ 部長以下全職員は、基本構想・基本計画にそって公務を進める。実施計画は公開し、市民の評価を受け、改善する。</p> <p>オ 市民から届く意見は取りまとめ、職員の共通認識とする。また、必要なときは上部に報告する。</p> <p>カ 職員の声をすくい上げ、明るい職場とする。</p> <p>キ 職員研修の充実</p> <p>ク 通勤途上でのゴミや、道路などの点検・報告の実施</p> <p>ケ 組織、部課長数を見直す。また、組織の簡略化と権限の集中化の必要性を検討</p> <p>コ 事務引継ぎの徹底。前任者と後任者の対応の違いが市民を惑わすことのないように努力する。</p> <p>サ 職員の勤務評価と、行政評価の実施</p>	直接本素案に関するご意見ではありませんので、今後の施策の参考とさせていただきます。
53	—	—	<p>拝島駅東側踏切の閉鎖にともなう西武線北側ガードより八高線ガードまでの道路の安全の確保と踏み切りの再開について早期の実施をはかるべきである。</p>	直接本素案に関するご意見ではありませんので、今後の施策の参考とさせていただきます。
54	—	—	<p>以下の施設の整備を具体的に要望する。</p> <p>①総合体育館の建設</p> <p>②格技道場の代替施設の確保又は、建設</p> <p>③サッカー場の増設</p> <p>④陸上競技場及びテニスコートの整備</p>	直接本素案に関するご意見ではありませんので、今後の施策の参考とさせていただきます。